

岡山県公報

発行
岡山県



目次

【選挙管理委員会】

○ 投票用紙の様式（小選挙区）

○ 点字投票における投票用紙の様式（小選挙区）

○ 投票用紙の様式（比例代表）

○ 点字投票における投票用紙の様式（比例代表）

○ 投票用紙の様式（国民審査）

○ 点字投票における投票用紙の様式（国民審査）

○ 選挙長及びその職務代理者の選任

○ 岡山県選挙分会長及びその職務代理者の選任

○ 岡山県審査分会長及びその職務代理者の選任

○ 選挙会の日時及び場所

○ 岡山県選挙分会の日時及び場所

○ 岡山県審査分会の日時及び場所

○ 政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所

○ 選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う

担当課（室）

選挙管理委員会

目次

日時及び場所（小選挙区）

○ 選挙公報の岡山県における掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所（比例代表）

○ 名簿届出政党等の名称等の掲示の岡山県における掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所

○ 選挙長の事務を行う場所（小選挙区）

○ 岡山県選挙分会長の事務を行う場所

○ 岡山県審査分会長の事務を行う場所

○ 選挙立会人となるべき者が十人を超えたとき等のくじを行う日時及び場所（小選挙区）

○ 選挙立会人となるべき者が十人を超えたとき等のくじを行う日時及び場所（比例代表）

担当課（室）

◎岡山県選管告示第七十八号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

○ 注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	第五十回 衆議院 小選挙区選出議員選挙投票 印
候補者氏名	

備考

- 一 大きさは、縦百二十八ミリメートル、横八十八ミリメートルとする。
- 二 印は、岡山県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。
- 三 紙の色は薄い水色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

◎岡山県選管告示第七十九号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる点字投票における投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

点字投票	
候補者氏名	○注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
	小第 五区 第十回 衆議院 選挙投票
	印

備考

- 一 大きさは、縦百八十二ミリメートル、横七十ミリメートルとする。
- 二 印は、岡山県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。
- 三 紙の色は薄い水色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 四 表面の右上から右下にかけて、点字により「しゅーぎん しょーせんき よく」と表示する。

◎岡山県選管告示第八十号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

<p>第五十回衆議院 比例代表選出議員選挙投票</p> <p>○注意 政党その他の政治団体の名称又は略称は、 欄内に一つ書くこと。</p>	<p>政党その他の 政治団体の 名称又は略称</p>
---	------------------------------------

備考

- 一 大きさは、縦百二十八ミリメートル、横八十二ミリメートルとする。
- 二 印は、岡山県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。
- 三 紙の色はピンク色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

◎岡山県選管告示第八十一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙に用いる点字投票における
投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

点字投票	
せいたう た 政党その他の せいじだんたい 政治団体の めいしょうまた りやくしょう 名称又は略称	 <p>○注意 政黨その他の政治団体の名称又は略称は、 欄内に一つ書くこと。</p>
	比第 例五 代表十 選回 出議衆 員選議 挙院 投票 院
	印

備考

- 一 大きさは、縦百八十二ミリメートル、横七十ミリメートルとする。
- 二 印は、岡山県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。
- 三 紙の色はピンク色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 四 表面の右上から右下にかけて、点字により「しゅーぎいん ひれい だいひょー」と表示する。

令和6年10月15日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第八十二号

令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

第二十六回 最高裁判所裁判官 国民審査投票											
印											
意 一 やめさせた方がよいと思う裁判官につ いては、その氏名の上の欄に×を書くこと。 注 二 やめさせなくてよいと思う裁判官につ いては、何も書かないこと。											
×を書く欄 裁判官の氏名											

備考

- 一 大きさは、縦八十ミリメートル、横百五十二ミリメートルとする。
- 二 印は、岡山県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。
- 三 紙の色は薄い緑色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 四 裁判官の氏名は、中央選挙管理会の告示に従い印刷する。

◎岡山県選管告示第八十三号

令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる点字投票における投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

第二十六回最高裁判所 裁判官国民審査投票 点 字 投 票	印
------------------------------------	---

○注 意

一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。

二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。

備考

- 一 大きさは、縦八ミリメートル、横百八十二ミリメートルとする。
- 二 印は、岡山県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。
- 三 紙の色は薄い緑色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 四 表面の左上から右上にかけて、点字により「さいこーさいこくみんしんさ」と表示する。

令和6年10月15日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第八十四号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任した。

令和六年十月十五日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大 林 裕 一

区分	選挙長		選挙長職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
岡山県 第一区	岡山市北区	大林 裕一	岡山市北区	藤村 直貴
岡山県 第二区	岡山市北区	平松 卓雄	岡山市北区	藤村 直貴
岡山県 第三区	岡山市北区	西 康宏	岡山市北区	藤村 直貴
岡山県 第四区	津山市	山名 千代	岡山市北区	藤村 直貴

◎岡山県選管告示第八十五号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙（中国選挙区）における岡山県選挙分会長及びその職務代理者を次のとおり選任した。

令和六年十月十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

岡山県選挙分会長	住 所	岡山市北区
岡山県選挙分会長職務代理者	住 所	岡山市中区
氏 名	氏 名	大林 裕一
氏 名	氏 名	山本 幸治

◎岡山県選管告示第八十六号

令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における岡山県審査分会長及びその職務代理者を次のとおり選任した。

令和六年十月十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

岡山県審査分会長	住 所	岡山市北区
岡山県審査分会長職務代理者	住 所	岡山市中区
氏 名	氏 名	平松 卓雄
氏 名	氏 名	山本 幸治

令和6年10月15日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第八十七号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

岡山県第一区

一日 時 令和六年十月三十日 午後一時

二場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

岡山県第二区

一日 時 令和六年十月三十日 午後一時十五分

二場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

岡山県第三区

一日 時 令和六年十月三十日 午後一時三十分

二場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

岡山県第四区

一日 時 令和六年十月三十日 午後一時四十五分

二場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

◎岡山県選管告示第八十八号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙（中国選挙区）における岡山県選挙分会の日時及び場所を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

一日 時 令和六年十月三十日 午後二時
二場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

令和6年10月15日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第八十九号

令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における岡山県審査分会の日時及び場所を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

一 日 時 令和六年十月三十日 午後二時十五分
二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

◎岡山県選管告示第九十号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

一 日 時 令和六年十月十五日 午後五時十五分
二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビー

令和6年10月15日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第九十一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

一 日 時 令和六年十月十五日 午後五時三十分
二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビー

◎岡山県選管告示第九十二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙（中国選挙区）における選挙公報の岡山県における掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。
令和六年十月十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

一 日 時 令和六年十月十七日 午後五時三十分
二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビー

◎岡山県選管告示第九十三号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙（中国選挙区）における名簿届出政党等の名称等の掲示の岡山県における掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

一 日 時 令和六年十月十五日 午後六時

二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビ―

◎衆小選（一）告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第一区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。
令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第一区）

選挙長 大 林 裕 一

一 令和六年十月十五日の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

二 令和六年十月十六日以降の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階

岡山県選挙管理委員会委員室

◎衆小選（二）告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第二区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。
令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第二区）

選挙長 平 松 卓 雄

一 令和六年十月十五日の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

二 令和六年十月十六日以降の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階

岡山県選挙管理委員会委員室

◎衆小選（三）告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第三区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。
令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第三区）

選挙長 西 康 宏

一 令和六年十月十五日の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

二 令和六年十月十六日以降の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階

岡山県選挙管理委員会委員室

◎衆小選（四）告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第四区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。
令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第四区）

選挙長 山 名 千 代

一 令和六年十月十五日の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

二 令和六年十月十六日以降の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階

岡山県選挙管理委員会委員室

◎衆比選告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙（中国選挙区）における岡山県選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

衆議院比例代表選出議員選挙（中国選挙区）

岡山県選挙分会長 大 林 裕 一

一 令和六年十月十五日の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

二 令和六年十月十六日以降の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階

岡山県選挙管理委員会委員室

令和6年10月15日 岡山県公報 号外

◎岡審分告示第一号

令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における岡山県審査分会長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

最高裁判所裁判官国民審査

岡山県審査分会長 平 松 卓 雄

一 令和六年十月十五日の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

二 令和六年十月十六日以降の事務

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階

岡山県選挙管理委員会委員室

◎衆小選（一） 告示第二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第一区）における選挙会に関し、届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第一区）

選挙長 大 林 裕 一

一日 時 令和六年十月二十四日 午後五時十五分

二場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビー

◎衆小選（二） 告示第二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第二区）における選挙会に関し、届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第二区）

選挙長 平 松 卓 雄

一日 時 令和六年十月二十四日 午後五時十五分

二場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビー

◎衆小選（三） 告示第二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第三区）における選挙会に関し、届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第三区）

選挙長 西 康 宏

一日 時 令和六年十月二十四日 午後五時十五分

二場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビー

◎衆小選（四） 告示第二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第四区）における選挙会に関し、届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となったときのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙（岡山県第四区）

選挙長 山 名 千 代

一日 時 令和六年十月二十四日 午後五時十五分

二場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビー

◎衆比選告示第二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙（中国選挙区）における岡山県選挙分会に關し、届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えたときのごじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

衆議院比例代表選出議員選挙（中国選挙区）

岡山県選挙分会長 大 林 裕 一

一 日 時 令和六年十月二十四日 午後五時三十分
二 場 所 岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室ロビ―